本案件の環境影響評価に関する法令上の取扱いについて

参考資料１

本案件は環境影響評価法施行令別表第１に定めている第一種事業に該当する。

* 事業の種類

電気事業法第38条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事の事業

* 第一種事業の要件

　　　　出力が15万ｋＷ以上である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事の事業

調査・予測・評価する環境項目や実施方法を記載  
審査会、市長及び府民の意見を勘案して知事意見を申述

調査・予測・評価の結果や環境保全措置を記載  
審査会、市長及び府民（公聴会含む）の意見を勘案して知事意見を申述

大臣・知事意見を勘案、住民意見に配意して準備書の内容を補正

事後調査計画書、事後調査報告書

環境アセスメントの手続の流れ

事業の位置・規模等の検討段階において、環境の保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討した結果を記載  
審査会、市長の意見を勘案して知事意見を申述

**環境影響評価方法書**

**大臣・知事意見を勘案、住民意見に配意して調査・予測・評価**

**環境影響評価準備書**

**環境影響評価書**

**事業の実施**

**事後調査の実施**

**計画段階環境配慮書**

**対象事業に係る計画策定**

**補正後の環境影響評価書**

免許等を行う者の意見を勘案して評価書を補正し、確定